

海外研修交流プログラムの注意ポイント

最少催行人数

事業には最少催行人数が設定されています。実施人数に満たない場合、催行されない場合もございます。第2希望のご記入がありましたら、ご案内をさせていただきます。

携帯電話

集合・解散時の使用以外は使用を禁止しております。折角の海外での生活です、学習以外に使用しないでください。滞在中の緊急連絡などは本会事務局・引率リーダーにお伝えください。個人で連絡を取られたことによるトラブルの対応は応じかねますので、予めご理解ください。

リーダーが現地でサポート

全事業に、引率指導者としてリーダー(本会の講座を修了し、青少年グループの引率経験のある者)が、出発前日の事前研修会から帰国まで同行します。言葉や習慣に戸惑うことや、ご不安なことがありましたら、引率リーダーへお気軽にご相談ください。

コース変更

参加決定後のコース変更は受付できませんのでご了承ください。

ホストファミリー

ホストファミリーは、各国の受入責任者が、申込時の情報(性別・趣味・健康面など)をもとに決定します。健康上の理由以外のご要望には添いかねますので、予めご了承ください。

事前研修会

出発前日に、事前研修会がございます。事前研修会では、日本全国から参加するお友達との仲間作りや、グループで披露する日本文化紹介の練習、研修生活をスムーズにスタートしていただくための内容をご用意しています。

遠方からの参加

遠方からの参加のお子様につきましては、送迎サポートを行っております。東京駅、羽田空港、成田空港へスタッフがお迎え、お見送りをいたしますので、安心してご参加ください。

海外プログラム参加費と旅行代金に含まれるものと含まれないもの

(1) プログラム参加費に含まれるもの

- ① 宿泊費(ホームステイ)
- ② 食費(1日3食、プログラムによって一部を除く)
- ③ 現地団体行動中の諸費用
- ④ プログラム活動費(テキスト・教材費・入場料等)
- ⑤ 引率リーダー同行費用(事前研修会から羽田・成田空港帰着まで24時間サポート)
- ⑥ 海外旅行傷害保険
- ⑦ 事前研修会費(宿泊費・食費・会場費)

(2) 旅行代金に含まれるもの

- ① 羽田・成田空港発着の往復航空券(国際線・エコノミークラス)
- ② 航空保険料、羽田・成田空港・各国空港税、国際観光旅客税等
- ③ 査証代及び査証取得費(カンボジア、ネパール)
- ④ 受託手荷物の運搬料金(お1人様スーツケース1個の受託手荷物運搬料金。サイズは、お1人様原則20kg・三辺の合計が158cm以内)
- ⑤ 現地移動費用【お読みください】
本事業は、引率リーダーが同行するグループ研修ですので、担当旅行会社が航空券を手配いたします。個人手配の航空券ではご参加いただけませんので、予めご了承ください。

(3) プログラム参加費および旅行代金に含まれないもの(自費負担)

- ① 旅券(パスポート)取得費用
- ② 特別燃油付加税(燃油サーチャージ) ※オーストラリアを除く
- ③ 電子渡航認証取得費用(オーストラリア、カナダ、ハワイ)
- ④ ご自宅から事前研修会場までの交通費、羽田・成田空港からご自宅までの交通費
- ⑤ ホストファミリーや現地への個人的なお土産
- ⑥ 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える荷物の料金)
- ⑦ 一部食費

海外旅行障害保険

下記の内容での海外旅行傷害保険に加入します。保険証券は事前研修会でお渡しいたします。

傷害死亡	1,000万円
傷害後遺障害	30万円～1,000万円
個人賠償責任	1億円
治療・救済費用	無制限
疾病死亡	500万円
応急治療・救済費用	300万円
携行品損害	20万円
旅行事故緊急費用	5万円

解約手数料

申込金をお支払い頂いた後に解約される場合、以下の条件により解約料が発生しますのであらかじめご了承下さい。(本会の都合により、研修の実施を取りやめた場合は、全額(プログラム参加費)を返金させていただきます)

- 旅行代金につきましては、旅行会社の定める解約手数料がかかります。
- (イ) 申込金支払日以降出発日の前日から46日以前 … 5,000円
- (ロ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって45日目に当たる日以降 … プログラム参加費の20%
- (ハ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降 … プログラム参加費の30%
- (ニ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日以降 … プログラム参加費の40%
- (ホ) 旅行開始日の前々日以降 … プログラム参加費の50%
- (ヘ) 出発後または無連絡不参加 … プログラム参加費の100%

事業の中止 外務省発表の渡航情報、受入責任者からの情報で、危険と判断される場合は、事業を中止する場合があります。

参加者に対する免責事項

当会は、参加者自身及び、身の回り品に対して蒙られた損害損失が、次の事由による場合、責任を負うことができません。天災、地震、戦乱、ストライキ、陸海空における不慮の災難、交通事故、政府・公共団体の指令、暴動、ハイジャック、盗難、詐欺、流行病、隔離などその他やむを得ない事由。尚、参加者の故意若しくは過失、法令若しくは公序良俗に反する行為、又、参加者が当協会の研修参加について誓約を守らないことにより当会が損害を受けた場合には、参加者から損害の賠償を申し受けます。